

令和7年度

第2回 価格転嫁促進連絡会議

令和8年3月23日

青森県経済産業部

資 料

- (1) 青森県の経済・物価・賃金情勢【別添】 資料1
- (2) 各機関のこれまでの取組状況と今後の取組
- (3) 各機関からの情報共有
- (4) 県内中小企業の収益力向上を支援する県の取組
- (5) 各機関説明資料【別添】
 - ① (公財)21あおもり産業総合支援センター 資料2
 - ② 経済産業省 東北経済産業局 資料3
 - ③ 厚生労働省 青森労働局 資料4
 - ④ 国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局 資料5

(1)青森県の経済・物価・賃金情勢 別添資料1

(2) 各機関のこれまでの取組状況と 今後の取組

各機関のこれまでの取組状況(青森県)

価格交渉促進月間(3月)における広報活動の強化①

○商工団体や市町村と連携した全県的な広報活動

→ 賃上げや価格転嫁に資する国や県等の支援施策をチラシに取りまとめ配付

事業者の皆様へ

青森県では、国および関係機関と一体となって



適切に価格転嫁できる 環境づくりを進めています。

1 中小受託取引適正化法の理解促進

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための法律です。

※下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となりました。
URL: https://www.jftc.go.jp/loriteki_2025

詳しくはこちら



2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の理解と行動

労務費等のコスト上昇分を適切に価格転嫁するために国が定めた発注者・受注者双方の行動指針で、取適法の施行に合わせて、改正されました。

URL: <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujun/romuhitenka.html>

詳しくはこちら



3 パートナーシップ構築宣言の登録と実行

取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を代表名で「宣言」するものです。一部の補助金等で加点などの優遇措置が講じられています。

※下請法（現取適法）及び附法に基づく協賛基準の改正に伴い、「パートナーシップ構築宣言」のひな形（モデル文）が改正されました。
URL: <https://www.biz-partnership.jp>

詳しくはこちら



4 相談窓口等の活用

○価格転嫁支援アドバイザー

原価管理や原価計算の手法、適正な価格設定や価格交渉のノウハウ等について、事業者の皆さまの状況に応じた相談対応や伴走支援を無料で提供しています。

お問合せ先：公益財団法人21あおり産業総合支援センター 価格転嫁支援担当（総合支援課）
TEL：017-721-4066 E-mail: soudan@21aomori.or.jp
URL: https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/kakakutenka_advisor.html

詳しくはこちら



4 相談窓口等の活用

○よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応します。

お問合せ先：青森県よろず支援拠点（公益財団法人21あおり産業総合支援センター内）
TEL：017-721-3787
URL: <https://www.aomori-yorozu.go.jp>

詳しくはこちら



○取引かけこみ寺

取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

お問合せ先：フリーダイヤル 0120-418-618
URL: <https://www.21aomori.or.jp/lorihiki>
※これまでの「下請かけこみ寺」は2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更しました。

詳しくはこちら



5 価格交渉・転嫁の支援ツール等の活用

○中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

取引先と価格交渉を行うために準備しておくよいツールや、交渉を行う上で押さえておくよいポイントなどを、中小企業等の協力を得て実態を把握し、わかりやすくまとめています。

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/lorihiki/pamfet/kakaku_koshu_handbook.pdf

詳しくはこちら



○価格転嫁検討ツール

簡単な操作で、商品別（取引先別）の収支状況を把握でき、目指すべき取引価格を試算できるツールです。

URL: <https://kakakutenka.smrj.go.jp/kakakuentou/index.html>

詳しくはこちら



○儲かる経営キツク君

商品・取引先ごとの収支状況やコスト構造の変化を可視化し、価格転嫁の目安や商品戦略、事業戦略等を検討することができるシミュレーションツールです。

URL: <https://kakakutenka.smrj.go.jp/moukaru/index.html>

詳しくはこちら



6 情報収集

○ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト

中小企業・小規模事業者を対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

URL: <https://mirasapo-plus.go.jp>

詳しくはこちら



お問合せ先
青森県経済産業部地域企業支援課 TEL: 017-734-9134
〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 南棟4階 MAIL: kigyoshien@pref.aomori.lg.jp



(R.2.27作成)

各機関のこれまでの取組状況(青森県)

価格交渉促進月間(3月)における広報活動の強化②

○9月に引き続き、**新聞広告とテレビCM**を実施し、価格転嫁しやすい環境を整備

① 県内3紙への新聞広告
(令和8年3月24日掲載予定)

② 県内3局でのテレビCM
(令和8年3月16～22日放送)

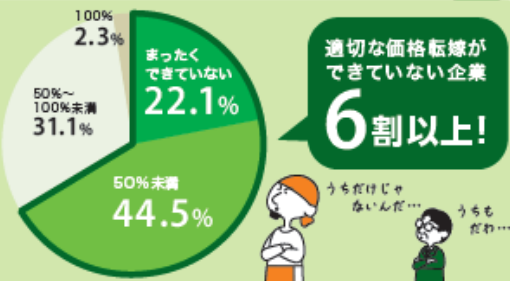
原材料費・人件費はどんどん高くなっているのに…

取引価格はそのまま?

県では、原材料費や人件費、エネルギー価格等のコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境づくりを進めています。適切な価格転嫁による収益力の向上は賃上げを可能にし、県民所得全体の底上げにもつながります。

県内事業者の 価格転嫁の状況

県の調査によると、コスト上昇分の価格転嫁について「全くできていない」「50%未満」と回答した事業者が6割以上で、適切な価格転嫁に向けた取組が必要です。



適切な価格転嫁による 所得向上を目指しませんか?

3月は、価格交渉促進月間です。

◎県内事業者の皆さま、県内消費者の皆さま、適切な価格転嫁へのご理解・ご協力をお願いします!

★下請法・下請振興法が取適法・振興法に変わりました!

取適(トリテキ)法の特設サイトはコチラから▶



価格転嫁支援アドバイザーをご活用ください!

[お問い合わせ] 21あおり産業総合支援センター 総合支援課 ☎017-777-4066

価格転嫁支援
アドバイザーに
相談をご希望の
方はコチラから



BtoB

原材料費・人件費はどんどん高くなっているのに…

取引価格はそのまま?



BtoC

消費者の皆さん
適切な価格転嫁への
ご理解・ご協力を!

3月は、価格交渉促進月間です。

青森 適切な価格転嫁 検索

青森県経済産業部 地域企業支援課



各機関のこれまでの取組状況(青森県)

適切な価格転嫁の促進強化事業(令和7年度新規事業)

○令和7年4月から、訪問型で相談対応し、伴走支援を行う「**価格転嫁支援アドバイザー**」を21あおもり産業総合支援センターに**2名配置**。

○令和7年4月から令和8年2月末までの**11か月間**で、計**113事業者**、**延べ224回**の相談対応を実施。



八木アドバイザー



山田アドバイザー

○また、原価の把握・価格交渉に必要なノウハウ等を習得する**実践塾**を、令和7年9月末から11月まで開催。

○県内3か所で**業種・取引形態別に3コース****各3回**実施し、合計で**94名**が参加。

第1回 価格転嫁実践塾

2025年9月30日
価格転嫁支援アドバイザー
八木 清之

※詳細は、別添資料2参照。

各機関のこれまでの取組状況と課題 ①

○商工団体

※前回会議からの追加項目は朱書き

これまでの取組状況（広報、セミナー等、その他）

青森県 商工会議所 連合会

【価格転嫁に関する情報の共有】

- ・会報誌9月号にて、価格交渉月間を周知(八戸)
- ・広報誌「Frontier」2025.4月号で、中小機構の「価格転嫁検討ツール」を情報提供(十和田)
- ・日商作成の物流効率化に関するチラシを会報封入(むつ)
- ・HPで中小機構:価格転嫁検討ツール等の紹介(むつ)
- ・会報誌1月号にて、中企庁「適正取引講習会(eラーニング)」等を周知(八戸)
- ・価格転嫁・価格交渉心得とテクニック小冊子配布(青森)
- ・経営指導員等が経改事業を通じて価格転嫁の必要性又、国の各種制度・支援施策サポートツールの具体的な活用方法について支援(黒石)
- ・経営課題アンケート調査(10～11月実施)にて、価格転嫁の対応状況・課題について調査(青森)
- ・地元新聞社の新聞広告(2026年3月)にて価格交渉月間を周知(八戸)

【パートナーシップ構築宣言の普及拡大等】

- ・広報誌「Frontier」2025.4月号で、パートナーシップ構築宣言を紹介(QRコードリンク)(十和田)
- ・会報誌11月号にて、「パートナーシップ構築宣言の紹介」を周知(八戸)
- ・補助金申請における加対象となることから、事業者に対し登録を促した(弘前)

【価格転嫁に関する講習会、セミナー等】

- ・8/27 物価高騰対策セミナー「お客様納得価格を設定する手法とアイデア」開催(十和田)
- ・12/17「価格転嫁対策のポイント」セミナー開催(五所川原)
- ・3/4 事業収益確保・賃上げに向けた価格転嫁セミナー「価格転嫁15のテクニック」開催(八戸)
- ・専門家(中小企業診断士)による個別相談会を2025.4月～12月、原則月1回開催中(十和田)
- ・専門家派遣事業による相談対応(黒石)
- ・巡回指導時ヒアリングによる状況把握7月・11月(青森)
- ・相談事業者に対して、21あおもりで実施している価格転嫁セミナーの受講を促した(弘前)

各機関のこれまでの取組状況と課題 ②

○商工団体

※前回会議からの追加項目は朱書き

これまでの取組状況（広報、セミナー等、その他）

青森県 商工会議所 連合会

【賃上げに関する支援策、最低賃金の周知】

- ・会報誌6月号にて、各種補助金のお知らせに「賃金引上げ」の特例条件を特に目立つように周知
なお、最低賃金が確定後、改めて周知(八戸)
- ・HP・会報誌で周知(黒石)
- ・賃上げ促進税制を強化のチラシを会報に折込(むつ)
- ・会報12月号に最賃引上げ支援策の案内チラシを折込(青森)
- ・HPで最賃引上げ支援策をお知らせ(青森)
- ・会報誌11月号「青森県最低賃金」、2月号「中小企業向け賃上げ促進税制の維持・継続」について周知(八戸)
- ・厚労省、中企庁の最低賃金引き上げに伴う支援制度チラシを会報誌で周知(弘前)
- ・日商作成の「最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています」パンフレットを全会員に郵送。12月(十和田)
- ・会報12月号に「最低賃金改訂のお知らせ」を掲載(五所川原)
- ・持続化補助金など限度額引上げができるよう、「賃上げ枠」の活用をお勧めしている(八戸)
- ・マル経融資推薦時、賃上げ特例の利用を案内(青森)
- ・持続化補助金の限度額引上げやマル経融資等において「賃上げ枠」の活用など、賃上げのメリットを周知することで、企業の前向きな取組みを後押し(八戸)
- ・弘前市賃上げ応援奨励金について、当所役員会等での周知の他、広報、個別相談にて周知(弘前)
- ・持続化補助金賃金引上げ枠、業務改善助成金の要件になっているため、賃上げする場合は補助金・助成金の案内もしている(弘前)
- ・経営課題アンケート調査で、最低賃金の引き上げについて調査(認知度・経営への影響・対策・意見)。(青森)

各機関のこれまでの取組状況と課題 ③

○商工団体

※前回会議からの追加項目は朱書き

	課 題
青森県 商工会議所 連合会	<ul style="list-style-type: none">・事業者と接触する際、個々には周知してきたが、広範囲での周知は今年度されていないため今後会報等で周知していきたいと考える。(弘前)・業種によっては、価格設定の構造上、自社の努力だけでは対応できない事業者もあり、どのような支援が可能か悩む。(青森)・価格転嫁交渉セミナーについては、令和4年度から開催しているが出席者が少ない状況を踏まえ、現在のところ開催予定なし。(八戸)・最賃引上げについての調査結果から、賃上げについては理解しつつも、人件費増加による利益の圧迫が、原材料高騰との二重苦となっており、小規模事業者において厳しい状況となっている。単なる賃上げの強制ではなく、社会保険料の軽減や、価格転嫁がスムーズに進むための商流づくり、IT・DX化による生産性向上等の支援が必要。(青森)

各機関のこれまでの取組状況と課題 ④

※前回会議からの追加項目は朱書き

○商工団体、経済団体

	これまでの取組状況 (広報、セミナー等、その他)	課題
青森県 商工会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、メールマガジン、会議、研修会での周知 ・商工業者向けのオンデマンド型講習会により企業収益向上に向けた取組に関するコンテンツを提供 ・経営指導員による巡回指導及び窓口指導でのアドバイス ・専門家派遣事業による相談対応 ・県内全商工会員へ賃上げ支援に関するチラシの送付 ・賃上げ支援に関する新聞広告 	
青森県 中小企業団体 中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・会報誌、会議等での周知 	
一般社団法人 青森県経営者協 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、会議、会報誌等で周知 ・東北6県経営者協会合同雇用動向調査を実施し、価格転嫁状況等を公表 ・8/20青森市開催の価格交渉講習会の会員へ周知 ・会員企業向けに開設している「経営労務相談室」において、価格転嫁に関する相談も弁護士等が対応予定 ・各地区定例会において、県内の賃上状況や最低賃金の見通し等について随時説明 ・協会員企業を対象とした令和7年春季賃上げ要求・妥結状況調査の実施及び調査結果の公表 	
青森経済同友会	<ul style="list-style-type: none"> ・HP・会議での周知 	

各機関のこれまでの取組状況と課題 ⑤

○経済団体、労働団体

※前回会議からの追加項目は朱書き

	これまでの取組状況（広報、セミナー等、その他）	課題
<p>青森県 中小企業家同友会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同友会内グループウェア上での周知 ・県下各支部での定例会で実践事例を盛り込んだ報告を企画 ・同友会全国行事において設営された賃上げに関する学習分科会への会員参加呼びかけ 	
<p>日本労働組合 総連合会 青森県 連合会(連合青森)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■加盟組織への機関紙「れんごう青森」を活用しての周知 ■2026春季生活闘争「討論集会」(2/14) ■2026地場労組交流の集い(3/6) ■2026春季生活闘争総決起集会(3/7) ■「価格転嫁と最低賃金」等に関する調査について ○青森県内の中小企業における価格転嫁の状況と、最低賃金の引き上げに関する影響等の調査を実施した。調査に当たっては独自のアンケート用紙を作成し、各項目について聞き取りという形で行っている。なお、サービス業(宿泊業)についてはカスタマーハラスメントに関わる実態調査も併せて実施した。また、事業主(担当者)との意見交換に際して、県の事業である「価格転嫁支援アドバイザーをご活用ください!」や、厚労省発行の「ちゃんとチェック!最低賃金」等のチラシを配布し周知活動を行った。 ○実施期間:2025年10月上旬~2025年12月下旬 青森県内の中小企業(建設業を除く従業員30人以上の事業所)並びにサービス業(宿泊業)、計68社) ■最低賃金改定周知街頭宣伝行動 (2025.11.5/さくら野百貨店前) 内 容 ①街頭による市民への訴え ②ティッシュおよび最低賃金改定チラシの配布 ■最低賃金チラシの配布行動(2025.11.21) 場 所 青森県内全域 内 容 60,000枚(東奥日報・デーリー東北へ折込) 	<p>※次ページに記載</p>

各機関のこれまでの取組状況と課題 ⑥

○労働団体

※前回会議からの追加項目は朱書き

	課題(自由記載)
日本労働組合 総連合会 青森県 連合会(連合青森)	<p>原材料費高騰への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・価格転嫁は「ある程度」実施している企業が多い。しかし、原材料費の高騰スピードが激しく、転嫁が追い付かない状況。・転嫁できても部分的にとどまるケースが多い・人件費分の価格転嫁は極めて困難▶ 実態として、原材料分は一部反映できても、賃上げ原資の確保につながる十分な転嫁には至っていない。 <p>下請構造による転嫁の壁(製造業)</p> <ul style="list-style-type: none">・青森県の製造業は下請企業が多い・価格転嫁を本社(東京等)へ求めること自体が困難・代表取締役の人事に影響が及ぶ可能性があり、事実上逆らえないという声も▶ 地域の努力では解決できない構造的問題が存在。 <p>サービス業(宿泊業)の実態</p> <ul style="list-style-type: none">・宿泊費の値上げで一定の対応はしているが限定的・冬期～ゴールデンウィークまでが「辛抱の期間」・自治体と連携したイベント開催等による集客支援を求める声▶ 単なる価格転嫁だけではなく、需要喚起策とのセット対応が必要。 <p>最低賃金の影響</p> <ol style="list-style-type: none">1. 経営への直接的影響 <ul style="list-style-type: none">・「影響が厳しい」と回答した企業は68社中3社・「まったく影響なし」は68社中5社▶ 多くは「影響はあるが致命的ではない」との認識

各機関のこれまでの取組状況と課題 ⑦

○労働団体

※前回会議からの追加項目は朱書き

	課題(自由記載)
日本労働組合 総連合会 青森県 連合会(連合青森)	<p>2. 前向きな評価</p> <ul style="list-style-type: none">・従業員が喜び士気が向上・最賃引上げに伴い社員全体の賃金水準も上昇・組織全体のモチベーション向上につながっているとの声▶ 最賃は「負担」だけでなく「効果」も生んでいる。 <p>3. 真の課題は社会保険対応</p> <ul style="list-style-type: none">・社会保険加入要件への対応で労働時間が制約。結果として人手不足が深刻化▶ 最賃そのものよりも、制度設計との整合性が課題。 <p>賃上げの状況</p> <p>ほぼすべての企業で3%~4%の賃上げを実施。しかし、物価上昇に追いつかず「賃上げの実感がない」との声</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 持続的賃上げのためには、価格転嫁の実効性向上が不可欠。 <p>人手不足の深刻化</p> <ul style="list-style-type: none">・常態的な人手不足。特に専門職(シェフ等職人層)の確保が困難。・宿泊業ではスタッフ不足により全室稼働できない状況・スポットワーク(例:タイマー)の活用。ただし人材を選べない。外国人雇用の拡大▶ 人材確保は「量」だけでなく「質」の課題に移行。

各機関のこれまでの取組状況と課題 ⑧

○産業支援機関、金融機関

※前回会議からの追加項目は朱書き

	これまでの取組状況（広報、セミナー等、その他）	課題
<p>公益財団法人 21あおもり産業 総合支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、メールマガジンでの周知 ・県経済産業部定例記者レクでの紹介 ・関係機関主催の講習会等での紹介 ・当センター主催の補助事業説明会での紹介 ・所管する補助事業の応募要件に「パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること」を加え、登録企業には審査における加点措置を実施 ・価格転嫁支援アドバイザーによる県内企業訪問活動 ・青森県よろず支援拠点に設置された価格転嫁サポート窓口での相談対応 ・第1回価格転嫁実践塾(9/30青森市) ・第2回価格転嫁実践塾(10/14八戸市、10/23青森市、10/26弘前市) ・第3回価格転嫁実践塾(10/31八戸市、11/5青森市、11/10弘前市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金上昇など人件費の上昇に価格転嫁が追いついていない企業があることから賃金上昇も合わせた価格転嫁に対する業界全体での機運情勢が必要。
<p>株式会社 青森みちのく銀行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議での周知 ・21あおもり主催の「価格転嫁実践塾」への行員参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知を行った際は一定数の活動が見られるが、継続的なモニタリング活動には至っていない ・当行職員の意識・知識不足

各機関のこれまでの取組状況と課題 ⑨

○国機関

※前回会議からの追加項目は朱書き

	これまでの取組状況(広報、セミナー等、その他)	課題
<p>経済産業省 東北経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣言に係る各種補助制度、税制、融資制度等の優遇措置をポータルサイトで公表 ・中企庁のHPで下請取引適正化、価格交渉・価格転嫁、官公需対策について幅広い情報を提供 ・中企庁の「適正取引支援サイト」で価格交渉講習会の案内や資料を提供 ・青森県における「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」に係る説明会の実施(R7.10.30) <ul style="list-style-type: none"> ・「価格交渉講習会」の開催により価格交渉の手法を説明(R7.8.20) ・メールを通じて価格転嫁円滑化に係る関連情報を共有(4月以降、合計8回) ・「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」成立(R7.5.16)、施行(R8.1.1) ・価格交渉促進月間にかかるフォローアップ調査結果の公表、同企業リストの公表(3月結果公表:R7.6.20、R7.8.5)(9月結果公表:R7.11.28、R8.1.23) ・よろず支援拠点に価格転嫁にかかる相談対応を行えるコーディネーターの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引全体としては価格転嫁の状況は改善しているものの、転嫁できる事業者と転嫁できない事業者の二極分離の状態となっている。また、サプライチェーン各段階の価格転嫁状況として、3次下請・4次下請と階層が深くなるにつれて価格転嫁割合が低くなっている。転嫁できる事業者と転嫁できない事業者の二極分離の改善とサプライチェーンにおける深い階層への価格転嫁の浸透が課題。 ・下請事業者が価格転嫁交渉を行うには、そもそも価格交渉を行うことを決断する「意識改革」と各種コスト情報の把握した上で臨むという「戦略」が重要と認識。まずは下請事業者の意識改革を促すための有効な働きかけ手法の確立が課題。 ・パートナーシップ構築宣言を地域中堅企業など、より広い層に普及。 ・「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の浸透と定着。

各機関のこれまでの取組状況と課題 ⑩

○国機関

※前回会議からの追加項目は朱書き

	これまでの取組状況 (広報、セミナー等、その他)	課題
厚生労働省 青森労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット類の配架 ・局HPや関係機関の発行する広報誌等を通じた周知 ・賃金引上げや生産性向上に取組む事業主を支援する助成金(業務改善助成金等)等にかかる説明会開催 ・関係機関・団体等訪問時の意見交換等 	<p>・関係機関・団体等との意見交換の場において、適正な価格転嫁の取組が賃金引き上げや職場環境整備を実現するためにも不可欠であるとの意見が多く聞かれるようになって来ている。</p>
国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・荷主向けのセミナーにて「物流改正法」「トラック適正化二法」について講演 	

各機関の今後の取組 ①

○商工団体・経済団体

青森県商工会議所連合会	<ul style="list-style-type: none">・価格転嫁の相談対応として、県の価格転嫁アドバイザーと連携し支援する。(弘前)・専門家(中小企業診断士)による個別相談会を原則月1回開催予定。(十和田)・現時点では「価格転嫁に関する支援策及び賃上げに関する各種支援策等」に関しては、HP・会報等の周知は考えているが、セミナー等の開催は考えていない。しかしながら当所HPからのWebセミナー(ブレーン)には依頼を検討する。また、事業者からの問い合わせが多いようであれば、セミナー等の開催を検討する。(黒石)・最低賃金改定があれば、会報に掲載して周知。(五所川原)・昨年に引き続き中小機構の「価格転嫁検討ツール」などの紹介(むつ)・価格転嫁にあたり、「根拠の可視化」と「心理的ハードルの払拭」を軸とした伴走支援(むつ)・下請法や取引上のトラブルに関する相談などには「適正取引支援サイト」を紹介(むつ)
一般社団法人 青森県経営者協会	<ul style="list-style-type: none">・令和8年度についても、引き続き会員企業を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」や「東北6県経営者協会合同雇用動向調査」などの各種調査を実施し、県内における賃上げの動向や価格転嫁の状況などを把握するとともに、調査結果について会員企業等に情報発信していく。・賃上げや最低賃金の動向、賃上げや価格転嫁に関する各種支援策等について、会議をはじめホームページや会報誌など様々な機会・媒体を通して会員企業等へ周知を図っていく。
青森経済同友会	<ul style="list-style-type: none">・HP・会議での周知の継続実施・関係機関主催のセミナー・会議等の案内

※事前の照会において回答のあった機関のみを記載

各機関の今後の取組 ②

○労働団体

日本労働組合
総連合会 青森県連合会
(連合青森)

■価格転嫁促進に向けた連合青森の取り組み

連合青森では、以下の取り組みを通じて、価格転嫁しやすい環境整備と持続的賃上げの実現をめざしている。

(1)制度・指針の周知徹底

2026年1月1日施行の「取引適正化法(取適法)」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、構成組織・組合員への周知徹底を図り、現場での理解と活用を促進していく。

あわせて、価格交渉の重要性や、労務費転嫁の正当性について、労使双方に対する啓発に取り組む。

(2)労使による価格転嫁・賃上げに関する対話の促進

価格転嫁は経営課題であると同時に、働く者の生活と雇用を守るための重要な課題であることを共有し、労使協議・労使コミュニケーションを通じて、価格交渉や賃上げの背景・必要性について相互理解を深める取り組みを進める。

(3)生産性向上を通じた賃上げ原資確保への取り組み

企業経営の持続性を確保する観点からも、中長期を見据え、経営者と従業員が一体となって生産性向上について考えることが重要であると考えている。

業務改善、人材育成、働き方の見直しなどを通じて、生産性向上と賃上げの好循環を生み出すための議論を、職場レベルで積み重ねていく。

■本年1月1日に改定された「取適法」(中小受託取引適正化法)の施行にともない、以前訪問した企業についてその後の実態調査を実施予定。

また、昨年度訪問できなかった企業に加え、社会福祉事業関連施設についても実態調査を実施したい。

各機関の今後の取組 ③

○産業支援機関、金融機関、国機関

公益財団法人21あおもり 産業総合支援センター	<ul style="list-style-type: none">・出前講座 従来のセミナー形式(実践塾)を改め、原価把握や価格交渉に必要なノウハウ等を習得する出前講座を、商工団体や金融機関、業界団体等のニーズに応じて、業種や取引形態別に実施する。(対象:県内事業者、支援機関等)
株式会社 青森みちのく銀行	<ul style="list-style-type: none">・セミナー等の積極的活用による当行職員の意識醸成、知識の習得・当行顧客への価格転嫁交渉におけるアドバイス、ならびに青森県よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」の活用周知
経済産業省東北経済産業 局	<ul style="list-style-type: none">・取適法の執行強化、振興基準の遵守促進・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針及びパートナーシップ構築宣言の周知・徹底・関係機関の連絡会議等により地域企業の価格転嫁、価格交渉の実情把握

(3) 各機関から情報共有

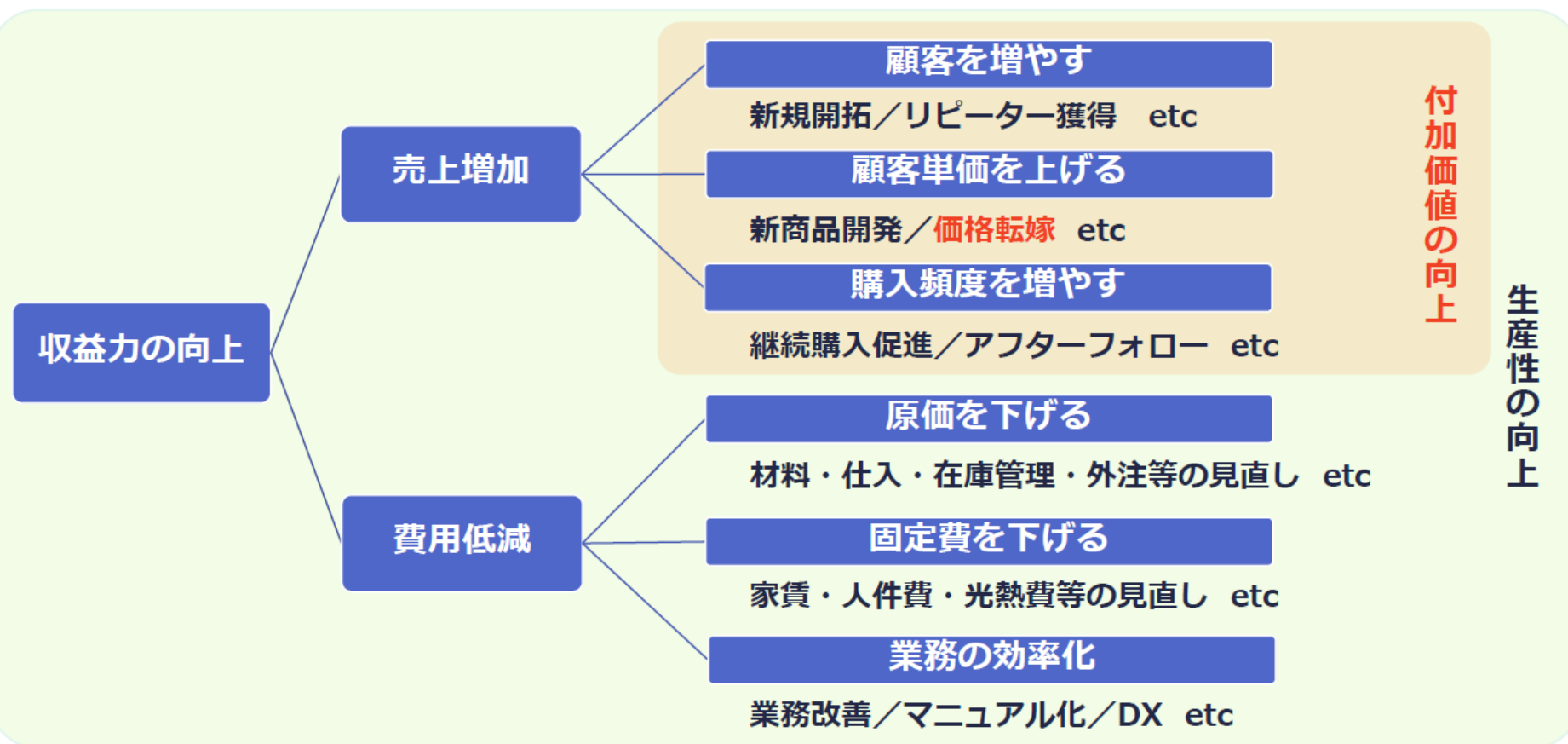
各機関からの情報共有

青森県商工会議所連合会	○好事例について ・令和6年10月に「戦略的価格設定セミナー」(講師:並山武司 氏)を開催し、受講した17名にアンケートを実施したところ、目的は達成されたかの問いでは「達成された」「まあまあ達成された」の回答が15名からあった。(黒石) ・融資や確定申告の際に、「材料費」、「光熱費」、「人件費」のどれがいくら上がったか把握し、価格転嫁の必要性を説明、理解してもらう。(むつ) ・お客様に値上げを理解してもらうため、メニュー表や店内に、食材の産地や光熱費・物流費の高騰状況を誠実に説明。(むつ)
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	○支援事例について ※別添資料2参照
経済産業省 東北経済産業局	○取適法及び振興法の改正について ※別添資料3参照
厚生労働省 青森労働局	○あおもり魅力ある職場づくり推進協議会について ※別添資料4参照
国土交通省 東北運輸局青森運輸支局	○トラック適正化二法について ※別添資料5参照

(4) 県内中小企業の収益力向上を 支援する県の取組

収益力向上の取組の全体像

- 価格転嫁は防衛的な取組の側面があるが、**収益力向上に向けた取組の「きっかけ」**となり得る。
- 価格転嫁に留まらず、事業者の収益力向上と成長を後押ししていく。



県内事業者の収益力向上を支援する取組(R8年度事業)

項目		取組の概要	担当課
売上増加	顧客を増やす	・大規模展示会を活用した販路拡大	地域企業支援課
		・デジタルマーケティング(SNS/EC)の活用促進	地域企業支援課
		・あおもり土産魅力発信 新規	地域企業支援課
		・中核的企業の成長支援 新規(27ページ)	地域企業支援課
		・Well-being領域での新ビジネス創出 新規	産業イノベーション推進課
		・AX企業成長推進事業補助金(販路開拓)	21あおもり
		・青森県特別保証融資制度(新分野進出)	経済産業政策課
	顧客単価を上げる	・ 価格転嫁の促進(24ページ)	地域企業支援課
		・インバウンド向け新商品開発の支援	地域企業支援課
		・持続的賃上げ環境整備 新規(25ページ)	地域企業支援課
		・知的財産の活用促進	産業イノベーション推進課
		・GX革新技术等創出事業補助金	21あおもり
		・AX企業成長推進事業補助金(新商品・新サービスの開発)	21あおもり
		・青森県特別保証融資制度(新商品開発)	経済産業政策課
	購入頻度を増やす	・デジタルマーケティング(SNS/EC)の活用促進【再掲】	地域企業支援課
		・AX企業成長推進事業補助金(販路開拓)【再掲】	21あおもり
消費者の需要喚起	・商工団体によるプレミアム商品券の発行 新規(26ページ)	経済産業政策課	

これらの取組を広く県内事業者が活用できるよう、21あおもりのプロジェクト・マネージャー、販路アドバイザー、よろず支援拠点コーディネーター等が伴走型の相談対応を実施

適切な価格転嫁の促進強化事業

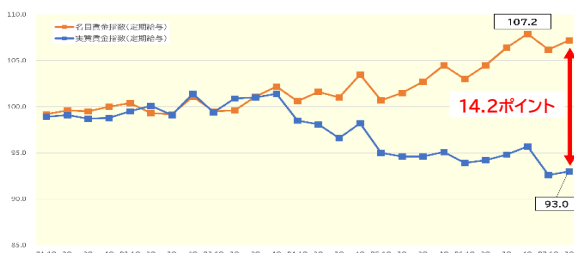
R8 13,591千円

事業の目指す姿(アウトカム)

現状 → **事業終了後の姿**

- ①物価高、最低賃金の引上げ、金利の上昇などが重なり、県内中小企業者は、厳しい経営環境下にある。
- ②県の調査では、中小企業者の価格転嫁は十分に進んでいない状況にある。
- ③令和7年第2四半期、名目賃金指数と実質賃金指数の差が14.2ポイントまで拡大しており、物価の上昇が続く中で、企業の賃上げが追いついていないと推定される。

本県の名目賃金指数と実質賃金指数の推移(出典：県統計分析課)



→ 価格転嫁の促進と収益力の向上による賃上げの実現を目指す。

課題

- ①県内中小企業者が価格交渉を行うノウハウがない。
- ②県内中小企業者の稼ぐ力の強化が求められている。

価格交渉力と稼ぐ力が必要

目指す姿を実現するための取組(アウトプット)

県内中小企業者における賃上げを実現するため、県、市町村、商工団体等が一体となって、発注者と受注者の双方に対して、適切な価格転嫁を促進する取組を加速させる。

取組1 価格転嫁支援アドバイザーの配置 8,080千円

原価計算などの伴走支援を行う「価格転嫁支援アドバイザー」を配置し、商工団体等と連携し訪問型の相談対応を実施。 ※21財団へ委託

取組2 価格転嫁出前講座の実施 1,334千円

原価把握や価格交渉に必要なノウハウ等を習得する出前講座を、商工団体や業界団体等のニーズに応じて業種や取引形態別に実施。 ※21財団へ委託

取組3 価格転嫁促進連絡会議の開催 440千円

価格転嫁促進連絡会議において、市町村・関係団体など多様な主体が連携を強化し、価格転嫁に向けた取組を加速。

取組4 価格転嫁促進月間における集中的な広報活動の実施 3,737千円

価格交渉促進月間(9月・3月)において、新聞広告・SNS広告等に加え、県内市町村、商工団体等が自らの媒体で広報活動を実施。

持続的賃上げ環境整備促進事業

R7.2月補正 1,410,000千円

事業の目指す姿(アウトカム)

現状 → 事業終了後の姿

- ①本県の最低賃金引上げが令和7年11月に発効。
R6 953円⇒R7 1,029円
- ②本県は最低賃金引上げの影響率が高い(R6は全国一)。
⇒最賃近傍で働く人が多い=影響を受ける企業が多
- ③国では、今般の総合経済対策において「地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押し」することを位置付け。
- ④民間調査会社が令和7年10月に実施した本県企業に対するアンケート調査では、最低賃金の更なる引上げに対応するためには、「生産性向上に向けた投資への助成」が必要との回答が多い。
- ⑤本県では、今後も続くことが見込まれる賃上げに対応するための設備投資に対する支援が求められている。

県内事業者が取り組む生産性・収益力向上に向けた設備投資等を後押しし、賃上げ環境を整備

課題

- ①一過性ではなく、持続的な賃上げ環境整備のためには、中長期的な生産性向上につながる取組への支援が必要
- ②厳しい経営状況にある中で、積極的に賃上げを行い、成長を志向する事業者にはより手厚い支援が必要
県内事業者における持続的な賃上げ環境の確立

目指す姿を実現するための取組(アウトプット)

【概要】

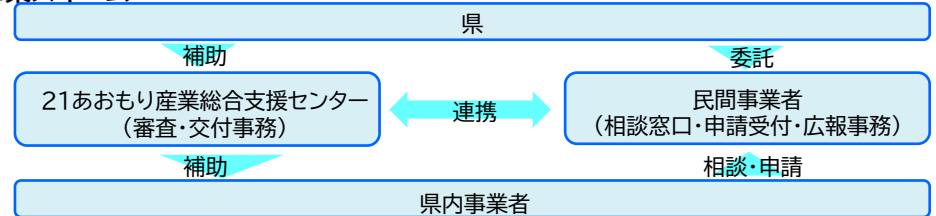
【物価高騰対応重点支援地方交付金活用事業】

県内事業者が取り組む生産性・収益力向上や成長力強化に向けた事業に要する経費に対して補助し、持続的な賃上げ環境整備を強力に後押しする。

○ 補助事業の内容 補助金1,350,000千円 事務局経費60,000千円

	一般型	成長投資・賃上げ加速型
補助対象事業	持続的な賃上げの実現に向けて行う生産性向上・成長力強化の取組	
補助対象事業者	県内に事業所を有する中小企業者	
補助事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員が1名以上 ・令和7年11月22日から令和8年度地域別最低賃金発効日の前日までに事業場内最低賃金+30円の賃上げを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員が1名以上 ・令和7年11月22日から令和8年度地域別最低賃金発効日の前日までに事業場内最低賃金+50円の賃上げを実施 ・付加価値額の年平均成長率3%以上
補助対象経費	生産性・収益力向上に資する建物費、機械装置・備品・システム構築費、設計費、付帯工事費、その他経費	
補助上限額	最大3,000千円(下限500千円)	最大15,000千円(下限3,000千円)
件数	200件	50件
補助率	設備投資等に要した費用の1/2	

○ 補助事業スキーム



プレミアム商品券発行支援事業

R7.2月補正 4,638,440千円

事業の目指す姿(アウトカム)

現状 → **事業終了後の姿**

- ◆物価高が常態化している中、人件費等の上昇による利益の減少などが相まって、県内中小企業の経営環境は厳しい状況が続いている。
- ◆令和7年12月の消費者物価指数は113.6と、前年同月比で+2.8%上昇している。
- ◆商工3団体から、地震の影響の長期化や今後の事業継続に対する不安を背景として、消費喚起施策の実施を求める緊急要望を受けた。

→物価高に対応し、地域経済を活性化する。

課題

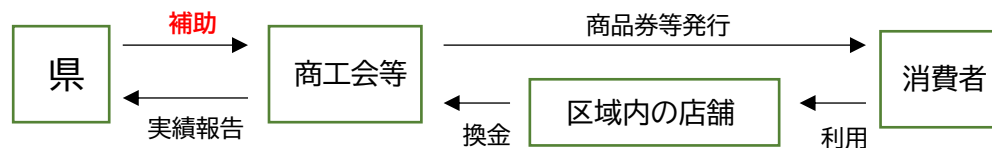
物価高の影響を受ける県民生活を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、消費を下支えする必要がある。

消費下支え等を通じた生活者及び事業者の支援

目指す姿を実現するための取組(アウトプット)

【概要】

物価高の影響を受ける県民生活を支援するとともに、消費喚起を通じ地域経済の活性化を図るため、商工会議所及び商工会(以下「商工会等」という。)が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対して補助する。**【重点支援地方交付金活用事業】**



【補助金交付先】

補助金は、各商工会等(7商工会議所及び40商工会)へ交付する。
ただし、①40商工会分については商工会連合会へ一括して補助する、②複数団体が連携して実施する場合は幹事商工会等へ補助する。

【補助金額】

4,638,440千円
 プレミアム経費:4,000,000千円
 事務費 : 638,440千円(商品券印刷費、広報費等)

40億円	2割
200億円	

【事業の形態、プレミアム率、販売時期】

プレミアム商品券とし、プレミアム率は商品券販売額の2割とする。
市町村による生活者支援施策等の実施状況を勘案して販売を開始する。

金融機関連携型100億企業創出促進事業

R7.2月補正 21,379千円

事業の目指す姿(アウトカム)

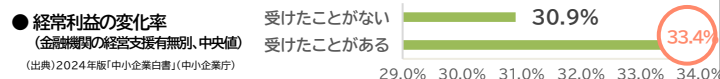
現状 → 事業終了後の姿

①企業の規模が大きい程、労働生産性が高く、賃上げ意向も高まる傾向にある中、本県では、中堅規模の企業の割合が少なく、これまで実施してきた中小企業支援の取組に加えて、官民で企業成長のステップアップを支援していく動きが必要。

②経営計画を「策定している」企業は「策定していない」企業に比べて売上高・付加価値額ともに高い水準となる傾向。



③加えて、金融機関の経営支援が企業の業績向上に寄与。



成長戦略(経営計画)策定を通じた金融機関との連携により中核的企業の規模拡大とさらなる賃上げを実現する

課題

- ①中核的企業の成長に向けた潜在ニーズへの働きかけ強化
- ②金融機関等の民間との連携強化による企業成長の後押し

企業成長の促進と労働生産性の向上が必要

目指す姿を実現するための取組(アウトプット)

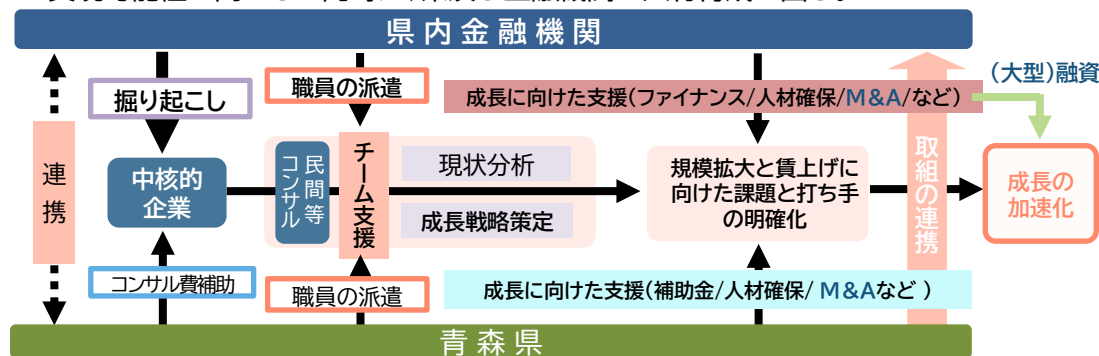
【概要】県と金融機関の連携により企業成長支援の新たな仕組みを構築し、成長を志向する中核的企業の規模拡大と賃上げに向けた取組を加速させる。

取組1 企業成長のためのコンサルティング導入支援 (新規) 20,982千円

中核的企業が金融機関と連携して規模拡大と賃上げに向けた成長戦略(経営計画)を策定・実行する際のコンサルティング経費を補助する(補助率1/2、上限額100万円/社)。

取組2 金融機関との連携によるチーム支援(新規) 397千円

- (1)成長戦略(経営計画)の策定を通じて特定された課題と打ち手に対して、県と金融機関が官民それぞれのリソースを活用した具体的な支援を行っていく。
- (2)コンサルティングの段階から、県と金融機関等が連携し、分野に応じた人材を派遣し、官民一体となったチーム支援を行うことで、官民それぞれの支援策を活用した取組の実現可能性を高めると同時に、県及び金融機関の人材育成を図る。



【青森M&A新時代推進事業(4,048千円)】実態調査や知見向上の取組により、M&Aを活用した経営規模拡大を支援